

指定管理者募集にあたっての留意事項

1. 長者原オートキャンプ場と大分県長者原園地の2施設は、これまで一体の施設として運用管理を行ってきています。

今回の指定管理者の募集に際しても、九重町及び大分県は2施設を一体として施設の効率的な運用管理を図るため、共同で指定管理者を募集し、同一の指定管理者の候補を選定することとしています。

2. 募集要項は、九重町、大分県がそれぞれ定めていますので、応募にあたってはそれぞれの募集要項に十分留意し、双方で申請の手続きを行ってください。

なお、現地説明会、指定管理候補者選定委員会は、九重町、大分県が共同で開催します。

3. 指定管理者は、九重町議会、大分県議会の議決をもって指定されることとなります。

平成30年7月
九重町・大分県

大分県長者原園地指定管理者募集要項

平成30年7月

大 分 県

< 目 次 >

1	指定管理者募集の目的	1
2	対象施設の概要	1
	(1) 大分県長者原園地	
	(2) 運営の方向性	
	(3) 事業実績等	
3	管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務	3
	(1) 管理業務	
	(2) 自主事業	
	(3) 利用者の意見・要望等への対応	
	(4) 留意事項	
5	指定の期間	5
6	経費	5
	(1) 管理業務経費	
	(2) 管理口座・区分経理	
7	応募資格等	5
	(1) 応募者の資格	
	(2) 応募者の形態について	
8	指定管理者の公募手続	6
	(1) 公募スケジュール	
	(2) 公募手続	
9	指定管理者の候補の選定	9
	(1) 選定方法	
	(2) 審査基準	
	(3) ヒアリング等	
	(4) 審査結果の通知及び公表	
10	指定管理者の指定及び協定の締結	10
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
	(3) 留意事項	
11	事業実施状況の監視等	11
	(1) モニタリング	
	(2) 評価の実施と公表	

(3) 帳簿類等の提出要求	
12 その他	12
(1) 指定管理者の責任履行に関する事項	
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
(4) 法人でない団体の注意事項	
(5) リスク分担に対する方針	
13 問い合わせ先	14
別紙1 提出書類一覧	15
別紙2 キャンプ場等指定管理候補者審査基準	16

大分県長者原園地指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者に門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、県民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は大分県長者原園地（以下「長者原園地」という。）の指定管理者の募集を、九重町が指定管理者を募集する長者原オートキャンプ場と一括して行うことに関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

（1）大分県長者原園地

（ア）施設の名称	大分県長者原園地
（イ）施設の所在地	玖珠郡九重町大字田野255番地の7
（ウ）施設の設置目的	県民等に健全な休養の場を与え、健康の増進と福祉の向上を図る
（エ）施設の概要	
開園	平成10年7月
敷地面積	26,439㎡（一部九重町等からの借地）
主要施設	園地(11,263㎡)、植生復元施設(3,710㎡) 駐車場(11,466㎡ 普通車300台、大型車10台)

（参考）長者原オートキャンプ場

（ア）施設の名称	長者原オートキャンプ場
（イ）施設の所在地	玖珠郡九重町大字田野267番地の18
（ウ）施設の設置目的	県民等に健全な休養の場を与え、健康の増進と福祉の向上を図る
（エ）施設の概要	
開業	平成10年7月
敷地面積	40,513㎡（県有地（九重町に譲与予定））
主要施設	ケビン10棟、オートサイト40区画、フリーテントサイト40区画、管理棟1棟等、宿泊収容人員500名
建設費	10億7千6百万円（長者原園地含む）

(旧環境事業団の建設譲渡事業により建設)

その他 平成31年4月1日に大分県から九重町に譲与

(オ) 目標指標

長者原園地と一体的に管理運営する長者原オートキャンプ場の運営に関して、次のとおり目標指標を定めていますので、これが達成できるように努力してください。

① 利用者数実績(人)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
4,317	6,715	5,645	6,914	

② 目標値(人)

31年度	32年度
7,000	7,100

(2) 運営の方向性

安全な管理運営については、特に、安全管理マニュアルの作成や、職員に対しての安全管理研修を行い、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設及び設備の日常点検、保守業務を行う。

また、長者原キャンプ場についてはキャンプ場等の効果を最大限に発揮させるため、指定管理者の提案を生かした利用者サービスの向上を図り施設運営を行う。

(3) 事業実績等

これまでの施設の運営体制、事業実績等(事業実施状況、利用状況、収支状況等)については、別添の「大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の事業実績に関する資料」を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は「長者原オートキャンプ場・大分県長者原園地管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

ア 休業日、利用時間等

管理業務仕様書のとおりですが、知事の承認を得て変更することも可能です。

イ 適切なサービスの提供を行うこと。

ウ 施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

エ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

オ 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理を行うこと。

(ア) 大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例

(イ) 大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）、同条例施行規則

(ウ) 大分県情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(エ) 大分県個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(オ) 地方自治法（第244条、第244条の2）

(カ) 労働関係法令

(キ) その他関連する法令

カ 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、大分県文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

なお、指定期間終了時には、県の指示に従って引き渡していただきます。

キ 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、県と調整を図ったうえで作成、提出すること。

ク 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

ケ その他

管理の基準の細目については、県と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務

(ア) 長者原園地の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(イ) 長者原園地の案内に関する業務

(ウ) 長者原園地の利用の促進に関する業務

(工) 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(オ) その他、長者原園地の管理に関する事務のうち、知事のみ権限に属する事務を除く事務

※ 知事のみ権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）等法令により定められているものです。

※ 土地の貸借に係る手続きは県が行い、賃料等は発生しません。

(2) 自主事業

(ア) 指定管理者は、キャンプ場等の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

(イ) 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

(3) 利用者の意見、要望等への対応

利用者からの意見、要望等と指定管理者の対応状況について、主なものを以下に示します。サービス向上策の参考とし、採り入れる余地があるものについては、事業計画書（申請書第1号）の2施設の管理運営計画のなかで提案してください。

利用者から意見・要望等	現在の指定管理者の対応状況
子どもが遊べる遊具が欲しい。 (オートキャンプ場)	芝生広場で遊べるようなボールやバドミントンを貸し出した。
近隣の観光施設や登山ルートを教えて欲しい。(同上)	管理棟内に地図などを掲示し、パンフレットやマップを配付するなどの情報提供を行った。
食べ物を売って欲しい。(同上)	近隣のレストランを紹介した。管理棟内で菓子等の販売を行った。
食品を預かって欲しい。(同上)	管理棟内の冷蔵庫で保管した。

※ その他の現状の課題として、地元関係団体との連携、利用者満足度調査の充実、県内からの利用者拡大、冬期の利用拡大などがあります。これらについても、採り入れる余地があるものがあれば、事業計画書のなかで提案してください。

(4) 留意事項

(ア) 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添の仕様書を参照してください。

(イ) 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、県の承認を受けた上で、専門の事業者に委託することは可能です。

(ウ) 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5 指定の期間

指定管理者がキャンプ場等の管理を行う期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間を予定しています。

この指定の期間は、県議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 経費

(1) 管理業務経費

本施設の管理業務は、一体的に管理運営する長者原オートキャンプ場の利用料金収入及びその他収入により賄います。大分県から委託料の支払はありません（長者原オートキャンプ場の利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じても補填は行いません。）ので、事業計画及び収支計画立案の際はご注意ください。

なお、以下は、平成30年度の管理業務（長者原オートキャンプ場含む）に要する経費の見込額（消費税及び地方消費税を含む。）ですので参考としてください。

平成30年度収入見込額 19,635千円

平成30年度支出見込額 18,360千円

(2) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座と別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格等

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次のア～クまでのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」とする。）であること。

(ア) 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

(ウ) 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

(エ) 県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

- ・ 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
- ・ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であ

ること。

(オ) 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- ①暴力団関係者である場合
- ②暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ③暴力団関係者を使用した場合
- ④暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

※詳しくは大分県ホームページ「指定管理者制度」の中の「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制の確立についての合意書」を参照してください。

(カ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

(キ) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(ク) 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態とします。

- ・単独団体 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）
- ・SPC 主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社
- ・共同事業体 複数の企業・団体から構成される共同事業体

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

また、大分県議会における指定の議決（平成30年12月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※ 共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで（以下、「開庁時間等」という。）にお願いいたします。

平成30年 7月10日（火）	募集要項の配布開始
7月12日（木）	
～8月16日（木）	質問受付
7月18日（水）	現地説明会参加希望締切
7月24日（火）	現地説明会
8月30日（木）	募集要項配布終了
9月 3日（月）	
～9月10日（月）	申請書受付
10月上旬～	面接審査、指定管理者の選定
12月	町議会において指定管理者の議決
平成31年 4月 1日（月）	協定の締結、指定管理者による管理運営開始

（2）公募手続

（ア）募集要項等配布

以下の通り、募集要項等を配布します。

配布期間 平成30年7月10日（火）から8月30日（木）まで

配布場所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部自然保護推進室

電話：097-506-3022 FAX：097-506-1749

（イ）募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、現地を確認することができます。

日 時：平成30年7月24日（火）

午後1時00分から午後2時30分まで

場 所：玖珠郡九重町大字田野267番地の18

長者原オートキャンプ場

参加人数：各団体2名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあつては、各構成団体につき1名以内とします。

参加申込：説明会参加希望の方は「長者原オートキャンプ場指定管理者募集要項及び大分県長者原園地指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）」に必要事項を記入のうえ、7月18日（木）

17時まで、問合せ先まで原則E-mailにてお申し込み下さい。

(ウ) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「長者原オートキャンプ場指定管理者募集要項及び大分県長者原園地指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第5号）」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成30年7月12日（木）から8月16日（木）まで

提出場所：問合せ先に同じ

提出方法：質問書はE-mail による送付とします。

回答日：随時

(エ) 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

①申請書類

申請に当たっては、別紙の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

②受付期間：平成30年9月3日（月）から9月10日（月）まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

③提出場所：問合せ先に同じ

④提出方法：指定申請書等 11部（正本1部、副本（写し）10部）を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤申請に当たっての留意事項

ア 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

オ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出してください。

提出場所：問合せ先に同じ

カ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

ク 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ケ 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、大分県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く）。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

サ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、県から便宜を図ることはできません。応募者は県が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

シ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

県職員1名、九重町職員1名及び学識経験者3名の委員で構成する及び大分県長原園地指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に県で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

選定委員会における審査は長者原オートキャンプ場と長者原園地を総合的に評価しますが、その項目と配点は別紙2「長者原オートキャンプ場・大分県長者原園地指定管理候補者審査基準」のとおりです。合計の点数は、最高で200点となります。ただし、優秀指定管理者（総括評価で「A」「B」ランクを得た優秀事業者）に対しては、下記の優遇措置が講じられます。

※優秀指定管理者への加算

現在の指定管理者に対しては、外部有識者による大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会が、管理運営状況について5段階評価を行います。

現在の指定管理者が応募した場合、その者が5段階評価で「A」「B」の優秀な評価を得たときは、下記の加算を行うこととします。評価結果は、30年9月に確定する予定です。

評価結果	優遇措置の内容
A	各選定委員の採点に10点加算する。
B	各選定委員の採点に5点加算する。

(3) ヒアリング等

(ア) 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。

(イ) 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。

(ウ) ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

(エ) ヒアリングの出席者は5名以内とし、事業計画中の組織体制表に基づくマネージャー（総括担当者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）に限ります。

ヒアリングの時間は、60分以内を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（グループで応募の場合、グループの代表団体宛）に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、大分県議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を平成30年第4回大分県議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（平成30年12月予定）

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第

6条第1項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

大分県と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

(ア) 指定の議決を得るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適當を認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

(イ) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

② 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.1 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

県は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア) 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、県は当該報告に基づき状況確認を行います。

(イ) 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 評価の実施と公表

県は、指定管理者の業務の改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

12 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

(ア) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに大分県に報告しなければなりません。

(イ) 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに大分県に報告しなければなりません。

(ウ) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(イ) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(ウ) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(エ) その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 法人でない団体の注意事項

法人でないグループ及び団体は、指定後所轄税務署と法人税及び消費税等について協議を行うこと。

(5) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、県が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項目	負担者		備考
	県	指定管理者	
管理運営		◎	
施設・設備・備品等の維持管理	○ (大規模な修繕)	◎	
備品の購入、改修	◎ (大規模な改修)		
施設等の使用許可（行為許可、設置許可、管理許可、行政財産の目的外使用許可）	◎		
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	◎	○ (指定管理者の責に帰する事由の場合)	
災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理責任	◎		
施設に対する各種保険の加入		○	
利用者に係る賠償責任保険の加入		◎	
一般的な税制変更（消費税除く）		◎	
消費税の変更	◎		

（◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある）

※ 利用者に係る賠償責任保険については、県を追加被保険者にするとともに、交叉責任担保追加特約を付帯すること。

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と本県が協議の上定めることとします。

13 問い合わせ先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部自然保護推進室

電話 097-506-3022

FAX 097-506-1749

電子メール a13070@pref.oita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/>

別紙 1

提出書類一覧（正本1部、副本（写し）10部を提出のこと）

書 類 名	備 考
ア 指定管理者指定申請書	指定手続条例施行規則（平成16年大分県規則第78号）に定める第1号様式
イ 共同事業体で申請する場合にあっては、事業者間の合意が確認できる書類	別添参考例参照（該当の場合のみ）
ウ 大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の管理に関する事業計画書	様式第1号
エ 大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の管理運営に関する収支計画書	様式第1号の2
オ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類
カ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（又は登記事項証明書）	
キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類	昨年度の実績を記した書類（法人以外の団体あつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）
ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類	昨年度の実績を記した書類。
ケ 労働者災害保険に加入していることを証する書類	従業員を雇用していない事業者は除く
コ 納税証明書	○法人税及び消費税について未納がないことの証明書（第1号様式の添付書類には記載されていませんが、法人税納税証明書も添付してください。） ○大分県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
サ 応募事業者確認書	様式第7号
シ 誓約書	応募資格に関する誓約書（様式第2号）
ス 申立書	様式第3号（提出書類のうち、該当がない場合のみ）

長者原オートキャンプ場・大分県長者原園地指定管理候補者審査基準

選定基準		審査の項目	内容	計
1	住民の平等な利用を確保する。 (大分県条例第4条第1号) (九重町条例第4条第1号)	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	①施設の設置目的に合致した内容であるか	60
			②県の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
			③団体の経営理念等は適切なものであるか	
	サービス向上を図る。 (大分県条例第4条第1号) 施設の効用を最大限に発揮する。 (九重町条例第4条第2号)	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①事業内容に偏りがないか	
			②生活弱者等への配慮があるか	
			③自主事業の提案は施設の設置目的に照らし適切か、また効果があるものか	
2	施設の効用を最大限に発揮する。 (大分県条例第4条第2号) (九重町条例第4条第2号)	(1) 景観に配慮し、施設の利用促進を図るための具体的な手法及び期待される効果	①自然公園内の施設として、景観への配慮をしているか	60
			②広報計画等、利用促進への取組内容は効果を期待できるものであるか	
			③地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	
		(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①施設管理・安全管理は適切か	
			②維持管理は効率的に行われているか	
3	管理経費の縮減を図る。 (大分県条例第4条第2号) (九重町条例第4条第2号)	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	①経費の縮減及び効率的な管理運営のために、創意工夫がなされているか、実現可能なものか	20
			4	
(2) 安定的な運営が可能となる組織体制	②収支計画の実現可能性はあるか			
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①職員体制は十分か		
(4) 類似施設の運営実績		②職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか		
	(5) 情報保護の取組	③職員の育成指導・研修体制等により能力の確保が図られているか		
①団体の財務状況は健全であるか				
②金融機関や出資者等の支援体制は十分か				
①類似施設を良好に運営した実績はあるか				
①個人情報保護の取組は十分か				
合 計				200